

○会計検査院規則第三号

会計検査院法施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

会計検査院長 河戸 光彦

会計検査院法施行規則等の一部を改正する規則

(会計検査院法施行規則の一部改正)

第一条 会計検査院法施行規則(昭和二十二年会計検査院規則第四号)の一部を次のように改正する。
。

第十二条第一項中「総括審議官一人」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人及び審議官十三人」を加え、同条第三項を次のように改める。

サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受け、事務総局の所掌事務に関するサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第十二条第六項中「電子計算機による情報処理」を「情報システム」に、「次条第二項」を「第三項」に改める。

第十二条の二を削り、第十二条の三を第十二条の二とする。

第十四条の二中「上席情報処理調査官」を「上席情報システム調査官」に改める。

第十四条の四中「第三局」を「第二局、第三局」に、「四人」を「三人」に改める。

第十四条の六中「上席情報処理調査官」を「上席情報システム調査官」に改める。

（会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正）

第二条 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 年報の整備に関する事

第四条中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号から第八号までを三号ずつ繰り上げ、第九号及び第十号を削る。

第六条第五号中「計算証明規則」の下に「（昭和二十七年会計検査院規則第三号）」を加え、同条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 検査済否報告表の調査及び整理に関すること

第七条の二中「上席情報処理調査官」を「上席情報システム調査官」に、「電子計算機による情報処理」を「情報システム」に改める。

第七条の三を次のように改める。

第七条の三 能力開発官は、次の事務をつかさどる。

- 一 会計検査院の所掌事務に関する研修に関すること
- 二 検査を受けるものの会計の監査に関する調査及び意見交換その他必要な連携に関すること
- 三 検査のための資料及び情報の収集、管理及び提供に関すること
- 四 会計検査院の活動に関する資料（年報を除く。）の整備に関すること
- 五 図書の管理に関すること
- 六 国立国会図書館支部会計検査院図書館の業務に関すること

別表を次のように改める。

別表（第八条、第九条関係）

局	課及び上席調査官	事務分掌事項
---	----------	--------

第一局

財務検査第一課

決算、債権及び物品の検査の総括

国会、内閣、内閣府（他の課（上席調査官を含む。以下同じ。）の所掌に属する分を除く。）、財務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、日本銀行、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人国立公文書館及び独立行政法人北方領土問題対策協会その他国が資本金の二分の一以上を出資している法人（他の課の所掌に属する分を除く。）の検査に関する事務

国の会計経理に関する検査として行う財政状況に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務

財務検査第二課

国有財産の検査の総括

人事院、内閣府の沖縄の振興及び開発に係る経理、公正取引委員会、消費者庁、財務省理財局の所掌に属する国有財産、貨幣回収準備資金に係る経理、財務省の財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定に係る経理（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立

外務 検 査 課	総 務 検 査 課	司 法 検 査 課	
外務省、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基	<p>長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務</p> <p>検査を受けるものの東日本大震災からの復興に関する事業に係る</p> <p>経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総</p> <p>務</p> <p>する貸付けに係る経理並びに地方公共団体金融機構の検査に関する事務</p> <p>する分を除く。）、財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対</p> <p>する分を除く。）、財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対</p> <p>する貸付けに係る経理並びに地方公共団体金融機構の検査に関する</p> <p>事務</p> <p>検査を受けるものの東日本大震災からの復興に関する事業に係る</p> <p>経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総</p> <p>務</p> <p>長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務</p>	<p>センター及び自動車安全運転センターの検査に関する事務</p> <p>裁判所、会計検査院、国家公安委員会、法務省、日本司法支援セ</p> <p>ンター及び自動車安全運転センターの検査に関する事務</p>	<p>行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国民生</p> <p>活センター、公益財団法人塩事業センター及び日本たばこ産業株</p> <p>式会社の検査に関する事務</p>

第二局			
厚生労働検査第一課	租税検査第二課	租税検査第一課	
<p>内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省（他の課の所掌に属する分を除く。））、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人国立</p> <p>重度知的障害者総合施設のぞみの園の検査に関する事務</p>	<p>名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本各国税局及び沖縄国税事務所並びに名古屋、大阪、神戸、門司、長崎各税関及び沖縄地区税関の検査に関する事務</p>	<p>租税検査の総括</p> <p>財務省大臣官房会計課の国税収納金整理資金に係る経理、財務省主税局及び関税局（他の課の所掌に属する分を除く。））、国税庁（他の課の所掌に属する分を除く。））、函館、東京、横浜各税関、独立行政法人酒類総合研究所並びに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の検査に関する事務</p>	<p>金の検査に関する事務</p>

<p>（医療機関担当）</p> <p>上 席 調 査 官</p>	<p>厚生労働検査第四課</p>	<p>厚生労働検査第三課</p>	<p>厚生労働検査第二課</p>
<p>厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局及び医薬・生活衛生局（生活衛生・食品安全部を除く。）、国立ハンセン病療養</p>	<p>厚生労働省年金局、年金積立金管理運用独立行政法人、全国健康保険協会（他の課の所掌に属する分を除く。）及び日本年金機構の検査に関する事務</p>	<p>厚生労働省老健局及び保険局並びに全国健康保険協会の医療給付に係る経理の検査に関する事務</p>	<p>厚生労働省労働基準局、職業安定局、職業能力開発局及び雇用均等・児童家庭局（雇用均等に係る経理）、中央労働委員会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構並びに外国人技能実習機構の検査に関する事務</p>

<p>防衛検査第一課</p>	<p>防衛省（他の課の所掌に属する分を除き、財務省から委任された 財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定に係る経理を含む。） 及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の検査に関する事 務</p>	<p>所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会 保障・人口問題研究所、国立感染症研究所、独立行政法人労働者 健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品 医療機器総合機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究 所、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人国立 がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター 、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究 開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育 医療研究センター並びに国立研究開発法人国立長寿医療研究セン ターの検査に関する事務</p>
----------------	---	---

第三局			
国土交通検査第二課	国土交通検査第一課	防衛検査第三課	防衛検査第二課
国土交通省港湾局及び航空局、航空保安大学校、国立研究開発法	<p>国土交通省（他の課の所掌に属する分を除く。）、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人都市再生機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の検査に関する事務</p>	<p>航空幕僚監部、航空自衛隊の部隊及び機関、地方防衛局の航空自衛隊関係の装備品等の調達、補給及び管理並びに役務の調達に係る経理並びに防衛装備庁の航空自衛隊関係の経理の検査に関する事務</p>	<p>海上幕僚監部、海上自衛隊の部隊及び機関、地方防衛局の海上自衛隊関係の装備品等の調達、補給及び管理並びに役務の調達に係る経理並びに防衛装備庁の海上自衛隊関係の経理の検査に関する事務</p>

	<p>人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人空港周辺整備機構、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、横浜川崎国際港湾株式会社、中部国際空港株式会社並びに阪神国際港湾株式会社の検査に関する事務</p>
<p>国土交通検査第三課</p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局、独立行政法人水資源機構及び日本下水道事業団の検査に関する事務</p>
<p>国土交通検査第四課</p>	<p>国土交通省都市局及び道路局並びに一般財団法人民間都市開発推進機構の検査に関する事務</p>
<p>国土交通検査第五課</p>	<p>国土交通省鉄道局、自動車局及び海事局、海難審判所、観光庁、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人自動車事故対策機構、東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄</p>

		<p>第四局</p> <p>文部科学検査第一課</p>
<p>道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の検査に関する事務</p>	<p>環境検査課</p> <p>環境省（他の課の所掌に属する分を除く。）、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の検査に関する事務</p>	<p>上席調査官 （道路担当）</p> <p>東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社の検査に関する事務</p>
<p>文部科学省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター</p>		

<p>上席調査官 (文部科学担当)</p>	<p>文部科学検査第二課</p>	
<p>文部科学省研究開発局、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科</p>	<p>、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立文化財機構及び放送大学学園の検査に関する事務</p> <p>文部科学省高等教育局、科学技術・学術政策局及び研究振興局、日本学士院、科学技術・学術政策研究所、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人大学入試センター、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）別表第一に掲げる国立大学法人及び同法別表第二に掲げる大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構の検査に関する事務</p>	

	<p>学技術研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の検査に関する事務</p>
<p>農林水産検査第一課</p>	<p>農林水産省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、株式会社農林漁業成長産業化支援機構及び独立行政法人農業者年金基金の検査に関する事務</p>
<p>農林水産検査第二課</p>	<p>農林水産省農村振興局の検査に関する事務</p>
<p>農林水産検査第三課</p>	<p>農林水産省生産局畜産部、水産庁、日本中央競馬会、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び独立行政法人農畜産業振興機構の検査に関する事務</p>
<p>農林水産検査第四課</p>	<p>農林水産省農林水産技術会議、林野庁、国立研究開発法人農業・</p>

	第五局	情報通信検査課	上席調査官 (情報通信・郵政担当)	経済産業検査第一課
<p>食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人森林研究・整備機構の検査に関する事務</p>	<p>総務省情報通信国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局、情報通信政策研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構並びに株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の検査に関する事務</p>	<p>日本郵政株式会社、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、日本放送協会及び日本電信電話株式会社の検査に関する事務</p>	<p>経済産業省（他の課の所掌に属する分を除く。）、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社産業革新機構、</p>	

	<p>経済産業検査第二課</p>	<p>上席調査官 (融資機関担当)</p>
<p>株式会社海外需要開拓支援機構及び株式会社日本貿易保険の検査に関する事務</p>	<p>内閣府の原子力災害に関する事務に係る経理、経済産業省のエネルギー対策特別会計に係る経理、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び日本アルコール産業株式会社の検査に関する事務</p>	<p>沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策投資銀行、株式会社民間資金等活用事業推進機構及び株式会社商工組合中央金庫の検査に関する事務</p>

	特別検査課	国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第一百五条（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による要請に係る国の会計経理に関する特定の事項その他の事務 総長から国の会計経理に関する事項として特に命ぜられた事項の検査に関する事務
	上席調査官 （特別検査担当）	国会法第一百五十五条の規定による要請に係る国以外のものの会計経理に関する特定の事項その他の事務 総長から国以外のものの会計経理に関する事項として特に命ぜられた事項の検査に関する事務

備考

一 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第一条第三号に規定するセンター支
出官の取り扱う経理の検査については、この表の定めにかかわらず、第一局財務検査第一課が
分掌するものとする。

二 国土交通省又は内閣府が各省各庁から委任された官公庁施設の整備に係る経理（一に掲げる
ものを除く。）の検査については、この表の定めにかかわらず、第三局国土交通検査第一課が

分掌するものとする。

三 検査を受けるものの情報通信に係る経理に関する検査のうち事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表の定めにかかわらず、第五局情報通信検査課が分掌するものとする。

四 会計検査院法第二十三条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する各会計の検査は、この表に定めのある場合を除くほか、各その主管庁の検査を分掌している課が分掌し、同項第五号に規定する会計の検査は、この表に定めのある場合を除くほか、それぞれ同号の国が出資しているものの検査を分掌している課が分掌する。ただし、共管その他分掌の不明なものについては、事務総長の定めるところによる。

五 二以上の課の事務分掌事項に係る検査のうち横断的な処理を要する事項として事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表及び三の定めにかかわらず、一時的に、事務総長が定める課が分掌するものとする。

六 国の会計経理の検査に関する事務を分掌している課（財務検査第一課を除く。）については、当該国の会計経理の検査に関し必要な範囲で、内閣の検査を行うことができる。

七 国以外のものの会計経理の検査に関する事務を分掌している課については、当該国以外のものの会計経理の検査に関し必要な範囲で、当該国以外のもの主管庁の検査を行うことができる。

る。

(計算証明規則の一部改正)

第三条 計算証明規則(昭和二十七年会計検査院規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人日本貿易保険の項を削り、同表独立行政法人教員研修センターの項第一欄中「独立行政法人教員研修センター」を「独立行政法人教職員支援機構」に、同項第三欄中「独立行政法人教員研修センター法」を「独立行政法人教職員支援機構法」に改め、同表国立研究開発法人森林総合研究所の項第一欄中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、同項第二欄中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第十七条」を「第二十条」に、同項第三欄中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

別表第二株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険

貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第十八条

附 則

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 旧独立行政法人日本貿易保険の計算証明については、株式会社日本貿易保険が従前の例により行

うものとする。

○ 説明

会計検査院法施行規則等の一部を改正する規則について

1 本院の組織の全体的な見直し等として行う改正

本院の組織再編成に伴い、左記の事項について、会計検査院法施行規則及び会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（以下「分掌分課規則」という。）に所要の改正を行うものである。

ア 官房の組織再編成関係

① サイバーセキュリティ・情報化参事官を廃止し、サイバーセキュリティ・情報化審議官を設置すること

② 「上席情報処理調査官」の名称を「上席情報システム調査官」に改めること

③ 国立国会図書館支部会計検査院図書館の業務に関する事務を調査課から能力開発官に移管すること

イ ④ その他総務課、調査課、法規課及び能力開発官の所掌事務を変更すること

① 第一局財務検査第一課の所掌事務として国の財政状況に関する横断的検査に関する事務を規定すること

② 社会保障費の増大に伴う案件数の増加に鑑み、上席調査官（医療機関担当）を新設し、厚生労働検査第一課から独立行政法人国立病院機構をはじめとする医療機関とこ

れらを監督する厚生労働省医政局、同省健康局等の検査に関する事務を移管すること

③ 横断的な処理を要するか否かにかかわらず、検査を受けるものの情報通信に係る経理に関する検査のうち事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、第五局情報通信検査課が分掌するものとする

④ 郵政民営化の進捗に伴い上席調査官（郵政担当）を廃止し、日本郵政株式会社等の検査に関する事務を上席調査官（情報通信担当）に移管し、同上席調査官の名称を上

⑤ 席調査官（情報通信・郵政担当）に変更すること
その他局を越える事務の移管に伴う各課の所掌事務の変更

ア 検査対象機関の改組等に対応する改正
 独立行政法人教員研修センターの改組に伴うもの

独立行政法人教員研修センターは、国がその資本金の二分の一以上を出資している法人であり、その会計は会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十二条第五号の規定に該当する必要がある検査対象として本院の検査が行われてきた。

今般、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」（平成二十八年法律第八十七号）の施行により、同センターは、従来行ってきた校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等の業務に加えて、新たに、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及等を行う独立行政法人教職員支援機構に改組されることとなった。

このため、分掌分課規則別表の第四局文部科学検査第一課の事務分掌事項欄及び計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）別表第一の同センターの項について所要の改正を行うものである。

イ 国立研究開発法人森林総合研究所の改組に伴うもの

国立研究開発法人森林総合研究所は、国がその資本金の二分の一以上を出資している法人であり、その会計は会計検査院法第二十二条第五号の規定に該当する必要がある検査対象として本院の検査が行われてきた。

今般、「森林法等の一部を改正する法律」（平成二十八年法律第四十四号）の施行により、同研究所は、従来行ってきた森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等の業務に加えて、これまで暫定的に行ってきた水源林造成業務を本来の業務とする国立研究開発法人森林研究・整備機構に改組されることとなった。

このため、分掌分課規則別表の第四局農林水産検査第四課の事務分掌事項欄及び計算証明規則別表第一の同研究所の項について所要の改正を行うものである。

ウ 独立行政法人日本貿易保険の解散及び株式会社日本貿易保険の設立に伴うもの

独立行政法人日本貿易保険は、国がその資本金の二分の一以上を出資している法人で

あり、その会計は会計検査院法第二十二條第五号の規定に該当する必要的検査対象として本院の検査が行われてきた。

今般、「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」(平成二十七年法律第五十九号)の施行により、国の政策意図の反映等、国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるために、同法人を解散し、全額政府出資の特殊会社である株式会社日本貿易保険が新たに設立されることとなった。

このため、分掌分課規則別表第五局の経済産業検査第一課の事務分掌事項欄について所要の改正を行うほか、新設される株式会社日本貿易保険についても計算証明を行わせるため、計算証明規則別表第一から独立行政法人日本貿易保険の項を削るとともに、同規則別表第二に株式会社日本貿易保険の項を追加するものである。

3

この規則は、二十九年四月一日から施行し、旧独立行政法人日本貿易保険の計算証明については、株式会社日本貿易保険が従前の例により行うものとする。

改正後

改正前

第十二条 官房に、総括審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人及び審議官十三人を置く。

② 総括審議官は、命を受け、事務総局の所掌事務のうち重要事項についての企画、立案及び総合調整に関する事務を総括整理する。

③ サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受け、事務総局の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基
本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキ
ュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並び
にこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重
要事項についての企画及び立案に関する事務並びに係事務を総括
整理する。

④・⑤（略）

⑥ 審議官のうち一人は、命を受け、情報システムに関する事務（第
三項に規定する事務を除く。）を総括整理する。

⑦（略）
（削る）

第十二条の二 官房及び各局に、課を置く。

第十四条の二 官房に、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理
官、上席情報システム調査官及び能力開発官それぞれ一人を置く。

② 上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報システ
ム調査官及び能力開発官は、命を受け、主管の事務をつかさどる。

第十二条 官房に、総括審議官一人を置く。

②（同上）

③ 官房に、審議官十三人を置く。

④・⑤（略）

⑥ 審議官のうち一人は、命を受け、電子計算機による情報処理に關
する事務（次条第二項に規定する事務を除く。）を総括整理する。

⑦（略）

第十二条の二 官房に、サイバーセキュリティ・情報化参事官一人を
置く。

② サイバーセキュリティ・情報化参事官は、命を受け、事務総局の
所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基
本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキ
ュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並び
にこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重
要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に關し必要な調
整を行う。

第十二条の三（同上）

第十四条の二 官房に、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理
官、上席情報処理調査官及び能力開発官それぞれ一人を置く。

② 上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報処理調
査官及び能力開発官は、命を受け、主管の事務をつかさどる。

③ 前条の規定は、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報システム調査官及び能力開発官の職権について準用する。
 第十四条の四 第二局、第三局及び第四局に、上席調査官各一人を、第五局に、上席調査官三人を置く。
 ②・③ (略)
 第十四条の六 課の名称並びに課、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報システム調査官、能力開発官、上席調査官及び監理官の事務分掌は、会計検査院事務局事務分掌及び分課規則(昭和二十二年会計検査院規則第三号)の定めるところによる。

③ 前条の規定は、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報処理調査官及び能力開発官の職権について準用する。
 第十四条の四 第三局及び第四局に、上席調査官各一人を、第五局に、上席調査官四人を置く。
 ②・③ (略)
 第十四条の六 課の名称並びに課、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報処理調査官、能力開発官、上席調査官及び監理官の事務分掌は、会計検査院事務局事務分掌及び分課規則(昭和二十二年会計検査院規則第三号)の定めるところによる。

改正後

改正前

◎会計検査院事務局事務分掌及び分課規則(昭和二十二年会計検査院規則第三号) (抄)

下線部分が改正箇所(別表については下線部分が実質的な改正箇所)

第二条 総務課は、次の事務をつかさどる。
 一 七 (略)
 八 年報の整備に関すること
 九 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事務
 第四条 調査課は、次の事務をつかさどる。
 一 財政及び経済の調査に関すること
 (削る)
 (削る)
 (削る)
 二 会計検査に関する調査研究に関すること
 三 外国の財政監督制度の調査に関すること
 四 最高会計検査機関国際組織に関すること
 五 国際協力及び海外との連絡に関すること
 (削る)
 (削る)
 第六条 法規課は、次の事務をつかさどる。
 一 会計検査院諸法規の制定及び改廃に関すること
 二 会計検査院の所掌事務に関する改善事項の企画立案に関すること

第二条 (同上)
 一 七 (略)
 八 (新設)
 八 (同上)
 八 (同上)
 第四条 (同上)
 (同上)
 一 検査のための資料及び情報の収集、管理及び提供に関すること
 二 検査済否報告表の調査及び整理に関すること
 三 検査その他の会計検査院の活動に関する資料の整備に関すること
 (同上)
 (同上)
 (同上)
 (同上)
 (同上)
 十 図書の管理に関すること
 九 国立国会図書館支部会計検査院図書館の業務に関すること
 第六条 (同上)
 一 (同上)
 二 (同上)

第一局	局	課及び首席調査官	事務分掌事項
第一局	財務検査第一課	決算、債権及び物品の検査の総括 国会、内閣、内閣府（他の課（ <u>首席調査官を含む。以下同じ。</u> ）の所掌に属する分を除く。）、財務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、	

三 法制的調査に關すること
 四 会計検査院法第三十七条又は予算執行職員等の責任に關する法律（昭和二十五年法律第七十二号）第九条第五項の規定による意見の表示に關すること
 五 計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）に基づく指定又は承認に關すること
 六 検査済否報告表の調査及び整理に關すること
 七 会計検査院の保有する情報の公開に關すること
 八 会計検査院の保有する個人情報保護に關すること
 九 公文書類の接受、發送、編集及び保存に關すること
 十 前三号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない情報の管理に關すること
 十一 官報掲載に關すること
 十二 印刷に關すること
 第七条の二 首席情報システム調査官は、情報システムに關する事務をつかさどる。
 第七条の三 能力開発官は、次の事務をつかさどる。
 一 会計検査院の所掌事務に關する研修に關すること
 二 検査を受けるものの会計の監査に關する調査及び意見交換その他必要な連携に關すること
 三 検査のための資料及び情報の収集、管理及び提供に關すること
 四 会計検査院の活動に關する資料（年報を除く。）の整備に關すること
 五 図書管理に關すること
 六 国立国会図書館支部会計検査院図書館の業務に關すること

第一局	局	課及び首席調査官	事務分掌事項
第一局	財務検査第一課	決算、債権及び物品の検査の総括 国会、内閣、内閣府（他の課（ <u>首席調査官を含む。以下同じ。</u> ）の所掌に属する分を除く。）、財務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、	

三 （同上）
 四 （同上）
 五 計算証明規則に基づく指定又は承認に關すること
 六 （新設）
 七 （同上）
 八 （同上）
 九 （同上）
 十 （同上）
 十一 （同上）
 第七条の二 首席情報処理調査官は、電子計算機による情報処理に關する事務をつかさどる。
 第七条の三 能力開発官は、会計検査院の所掌事務に關する研修を行う事務並びに検査を受けるものの会計の監査に關する調査及び意見交換その他必要な連携に關する事務をつかさどる。

別表（第八条、第九条関係）

別表（第八条、第九条関係）

第二局				
厚生労働検査第一課	(略)	総務検査課	(略)	
内閣府子ども・子育て本部、厚生労働	(略)	内閣府地方創生推進事務局、復興庁、総務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対する貸付けに係る経理並びに地方公共団体金融機構の検査に関する事務 検査を受けるものの東日本大震災からの復興に関する事業に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務	(略)	日本銀行、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人国立公文書館及び独立行政法人北方領土問題対策協会その他国が資本金の二分の一以上を出資している法人（他の課の所掌に属する分を除く。）の検査に関する事務 国の会計経理に関する検査として行う財政状況に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務

第二局				
厚生労働検査第一課	(略)	総務検査課	(略)	
内閣府子ども・子育て本部、厚生労働	(略)	内閣府地方創生推進事務局、復興庁、総務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対する貸付けに係る経理並びに地方公共団体金融機構の検査に関する事務 検査を受けるものの地方公共団体に対する補助金等に係る経理その他の地方公共団体に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務 検査を受けるものの東日本大震災からの復興に関する事業に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務	(略)	日本銀行、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人国立公文書館及び独立行政法人北方領土問題対策協会その他国が資本金の二分の一以上を出資している法人（他の課の所掌に属する分を除く。）の検査に関する事務 国の特別会計に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務

厚生労働検査第四課	厚生労働検査第三課	厚生労働検査第二課	
厚生労働省年金局、年金積立金管理運用独立行政法人、全国健康保険協会（他の課の所掌に属する分を除く）	厚生労働省老健局及び保険局並びに全国健康保険協会の医療給付に係る経理の検査に関する事務	厚生労働省労働基準局、職業安定局、職業能力開発局及び雇用均等・児童家庭局（雇用均等に係る経理）、中央労働委員会、独立行政法人労働者退職金共済機構、独立行政法人高年齢・障害者求職者雇用支援機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構並びに外国人技能実習機構の検査に関する事務	働省（他の課の所掌に属する分を除く）、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の検査に関する事務

厚生労働検査第四課	厚生労働検査第三課	厚生労働検査第二課	
厚生労働省年金局、独立行政法人地域医療機能推進機構、年金積立金管理運用独立行政法人、全国健康保険	(同上)	(同上)	働省（他の課の所掌に属する分を除く）、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの検査に関する事務

第四局	(略)		
文部科学検査第一課	(略)	(略)	<p>上席調査官 (医療機関担当)</p>
<p>文部科学省(他の課の所掌に属する分を除く。)、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人教職員支援機構</p>	(略)	(略)	<p>厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局及び医薬・生活衛生局(生活衛生・食品安全部を除く。)、国立ハンセン病療養所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立研究開発法人国際成育医療研究センター並びに国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの検査に関する事務</p>

第四局	(略)		
文部科学検査第一課	(略)	(略)	(新設)
<p>文部科学省(他の課の所掌に属する分を除く。)、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人教員研修センター</p>	(略)	(略)	<p>(新設)</p> <p>協会(他の課の所掌に属する分を除く。)、及び日本年金機構の検査に関する事務</p>

		第五局			
経済産業検査第一課	上席調査官 (情報通信・ 郵政担当)	情報通信検査課	農林水産検査第四課	(略)	
経済産業省(他の課の所掌に属する分を除く)、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製	日本郵政株式会社、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、日本放送協会及び日本電信電話株式会社 の検査に関する事務	総務省情報通信国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局、情報通信政策研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構並びに株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の検査に関する事務	農林水産省農林水産技術会議、林野庁、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人森林研究・整備機構の検査に関する事務	(略)	構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立文化財機構及び放送大学学園の検査に関する事務

		第五局			
経済産業検査第一課	上席調査官 (情報通信担当)	情報通信検査課	農林水産検査第四課	(略)	
経済産業省(他の課の所掌に属する分を除く)、独立行政法人日本貿易保険、国立研究開発法人産業技術	日本放送協会及び日本電信電話株式会社 の検査に関する事務	総務省情報通信国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局、情報通信政策研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構並びに株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の検査に関する事務 検査を受けるものの情報通信に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務	農林水産省農林水産技術会議、林野庁、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人森林総合研究所の検査に関する事務	(略)	ター、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立文化財機構及び放送大学学園の検査に関する事務

(略)	(削る)	(略)	品評価技術基盤機構、独立行政法人 日本貿易振興機構、独立行政法人情 報処理推進機構、独立行政法人中小 企業基盤整備機構、株式会社産業革 新機構、株式会社海外需要開拓支援 機構及び株式会社日本貿易保険の検 査に関する事務
(略)	(削る)	(略)	

備考

- 一 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第一
条第三号に規定するセンター支出官の取り扱う経理の検査につ
いては、この表の定めにかかわらず、第一局財務検査第一課が
分掌するものとする。
- 二 国土交通省又は内閣府が各省各庁から委任された官公庁施設
の整備に係る経理（一に掲げるものを除く。）の検査について
は、この表の定めにかかわらず、第三局国土交通検査第一課が
分掌するものとする。
- 三 検査を受けるものの情報通信に係る経理に関する検査のうち
事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表の
定めにかかわらず、第五局情報通信検査課が分掌するものとす
る。
- 四 (略)
- 五 二以上の課の事務分掌事項に係る検査のうち横断的な処
理を要する事項として事務総長から特に命ぜられた事項の検査
については、この表及び三の定めにかかわらず、一時的に、事
務総長が定める課が分掌するものとする。
- 六 (略)
- 七 (略)

(略)	上席調査官 (郵政担当)	(略)	総合研究所、独立行政法人製品評価 技術基盤機構、独立行政法人日本貿 易振興機構、独立行政法人情報処理 推進機構、独立行政法人中小企業基 盤整備機構、株式会社産業革新機構 及び株式会社海外需要開拓支援機構 の検査に関する事務
(略)	日本郵政株式会社及び独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構の 検査に関する事務	(略)	

備考

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (新設)
- 四 (略)
- 五 二以上の課の事務分掌事項に係る検査のうち横断的な処
理を要する事項として事務総長から特に命ぜられた事項の検査
については、この表の定めにかかわらず、一時的に、事務総長
が定める課が分掌するものとする。
- 六 (略)

改正後	改正前
<p>第十四章 出資法人等の計算証明 第一節 通則</p> <p>第六十九条 会計検査院法第二十二條第五号、第六号及び第二十三條第一項第二号から第七号まで並びに他の法律の規定により会計検査院の検査を受けるもの（以下「出資法人等の会計」という。）の証明責任者、証明期間、計算書及び証拠書類等に関しては、この章の定めるところによる。</p>	<p>第十四章 出資法人等の計算証明 第一節 通則</p> <p>第六十九条 （同上）</p>
<p>2 この章の規定により計算証明をする場合における第二條第一項の規定の適用については、同項中「当該期間経過後三十日をこえない期間」とあるのは「当該期間が満了する日の属する月の翌月末日まで」とする。</p>	<p>2 （同上）</p>
<p>第二節 独立行政法人の計算証明 （独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等）</p> <p>第七十條 別表第一の一欄に掲げる独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の会計については、証明責任者は、法人の長とし、証明期間は、一月とする。</p>	<p>第二節 独立行政法人の計算証明 （独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等）</p> <p>第七十條 （同上）</p>
<p>2 計算書は、合計残高試算表（合計試算表、残高試算表その他これらに類するものを含む。以下同じ。）とする。</p>	<p>2 （同上）</p>
<p>3 次条から第七十五条までに定めるもののほか、前項の計算書の証拠書類等については、会計検査院が別に指定する。</p>	<p>3 （同上）</p>
<p>（合計残高試算表の添付書類） 第七十一條 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>（合計残高試算表の添付書類） 第七十一條 （同上）</p>
<p>一 会計単位別、経理単位別、勘定別等（以下「単位別」という。）に会計を区分して経理している場合において、単位別の合計残高試算表を作成しているときは、当該合計残高試算表</p>	<p>一 （同上）</p>
<p>二 仮払金及び仮受金の勘定内訳表（単位別に会計を区分して経理している場合において、単位別の合計残高試算表を作成しているときは、単位別の仮払金及び仮受金の勘定内訳表とする。以下同じ。）</p>	<p>二 （同上）</p>
<p>三 契約一覧表（第十号書式）</p>	<p>三 （同上）</p>
<p>2 前項の書類のほか、別表第一の第二欄に掲げる規定に規定する長期借</p>	<p>2 （同上）</p>

入金又は債券の償還計画又は返済計画を立て、主務大臣の認可を受けたときは、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表に、これを添付しなければならない。償還計画又は返済計画に変更があったときは、変更後の償還計画又は返済計画をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。

3 前二項の書類のほか、別表第一の第三欄に掲げる規定による納付金を国庫に納付したときは、同表の第四欄に掲げる規定に規定する書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。

第四節 株式会社の計算証明

(株式会社)の証明責任者、証明期間及び計算書等

第八十二条 別表第二の第一欄に掲げる株式会社については、証明責任者は、代表取締役(指名委員会等設置会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十二号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。))にあつては、代表執行役)とし、証明期間は、一月とする。

2 計算書は、合計残高試算表とする。

3 次条及び第八十四条に定めるもののほか、前項の計算書の証拠書類等については、会計検査院が別に指定する。

(合計残高試算表の添付書類)

第八十三条 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 単位別に会計を区分して経理している場合において、単位別の合計残高試算表を作成しているときは、当該合計残高試算表

二 仮払金及び仮受金の勘定内訳表

三 契約一覧表(第十号書式)

2 前項の書類のほか、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表には、別表第二の第二欄に掲げる法律の規定に規定する当該事業年度の予算、事業計画又は資金計画(以下「予算等」という。)及びその添付書類(当該法律に基づく命令の規定により、予算等に添付しなければならないとされている書類をいう。以下この項において同じ。)を添付しなければならない。予算等に変更があったときは、変更後の予算等及びその添付書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。

別表第一(第七十条、第七十一条関係)

一	二	三	四
---	---	---	---

3 (同上)

第四節 株式会社の計算証明

(株式会社)の証明責任者、証明期間及び計算書等

第八十二条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

(合計残高試算表の添付書類)

第八十三条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

2 (同上)

別表第一(第七十条、第七十一条関係)

一	二	三	四
---	---	---	---

	株式会社日本貿易保險	横浜川崎国際港湾株式会社	(略)
十條	貿易保險法（昭和二十五年法律第六十七号）第十八条	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十六第一項	(略)

	(新設)	(同上)	(略)
	(新設)	(同上)	(略)